

第35回 千葉県屋外広告物審議会議案一覧表

平成25年3月8日

第1号議案 首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止地域等の指定について（諮問）

第1号議案

首都圏中央連絡自動車道の一部区間における禁止地域等 の指定について（諮問）

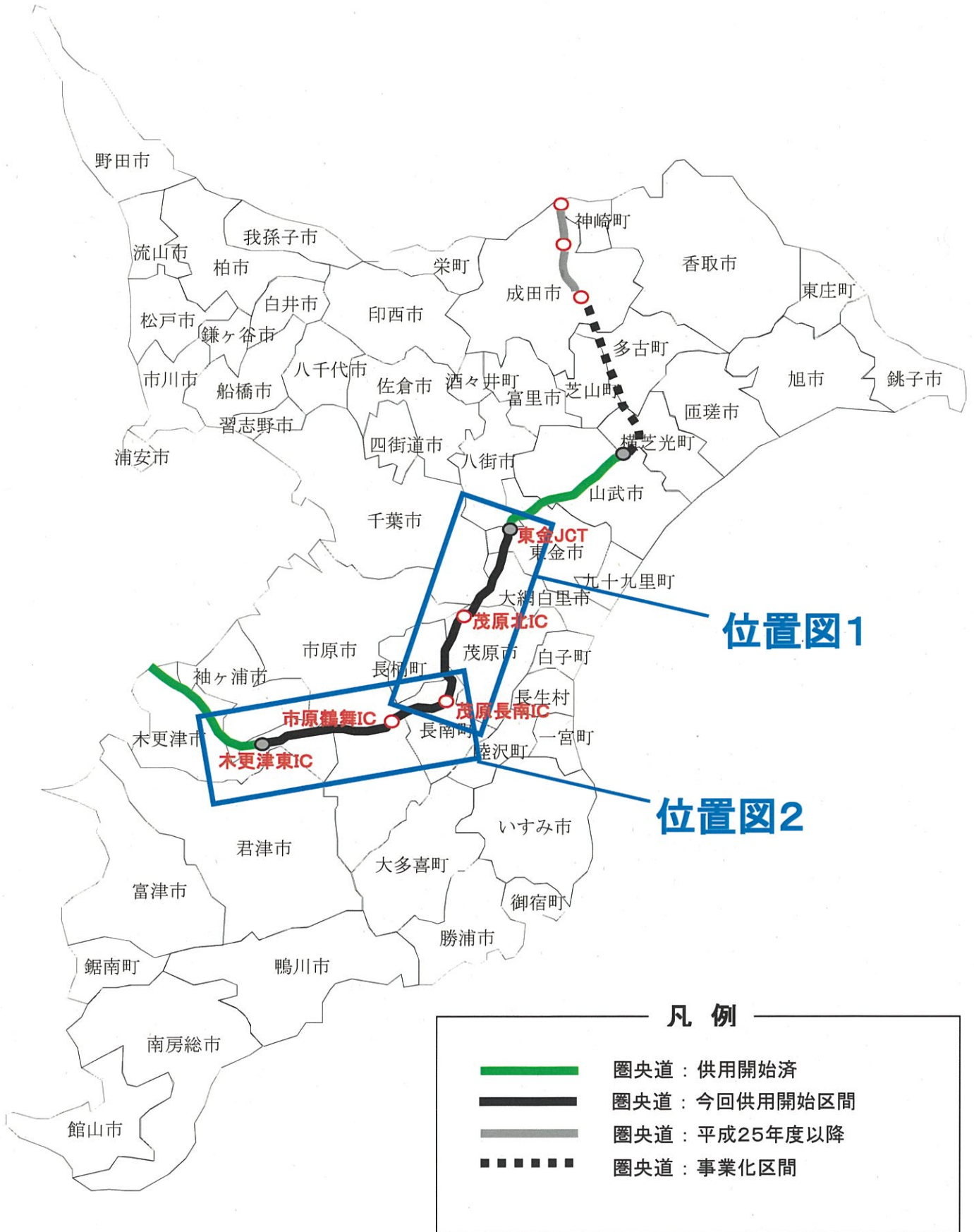
千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定により禁止地域等を次のとおり指定する。

首都圏中央連絡自動車道のうち、東金ジャンクションから木更津東インターチェンジまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域（千葉市の区域を除く。）

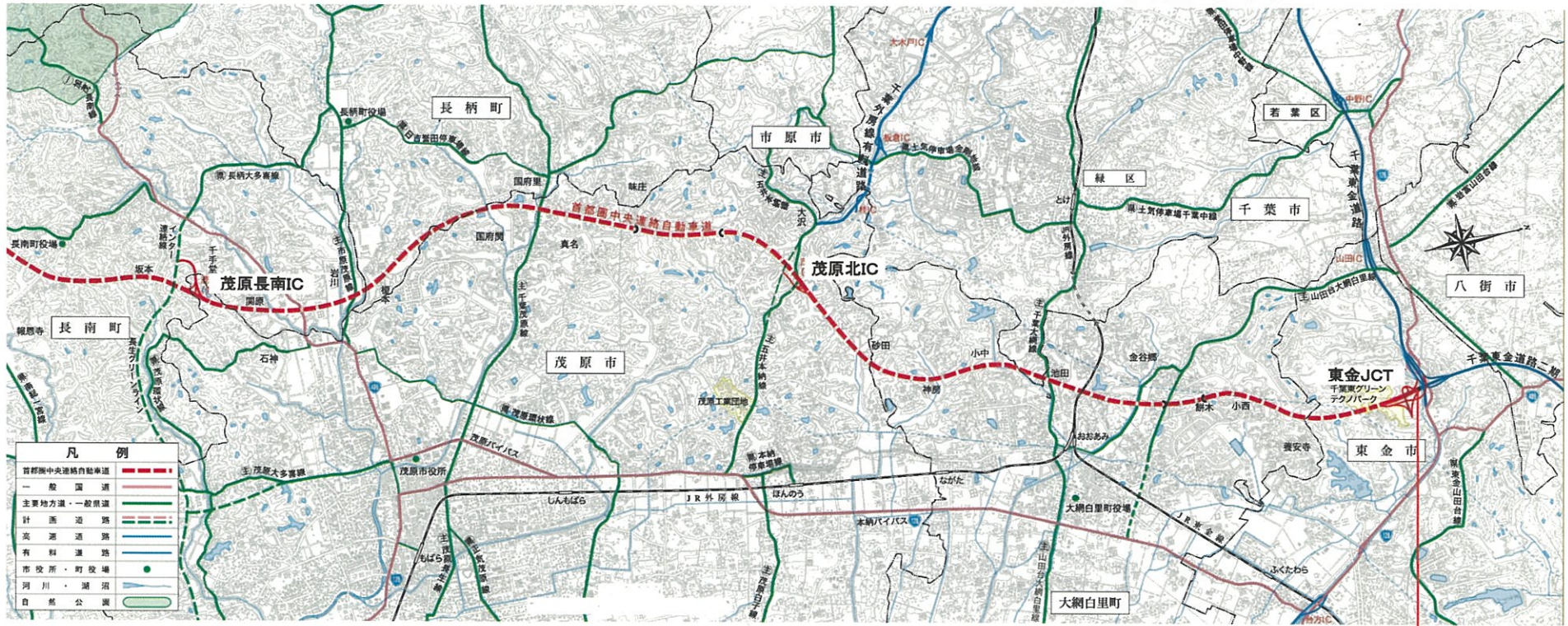
理 由

首都圏中央自動車連絡道のうち、東金ジャンクションから木更津東インターチェンジまでの区間が平成25年4月27日に供用開始されることに伴い、規制を図るため。

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」案内図



「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図 1

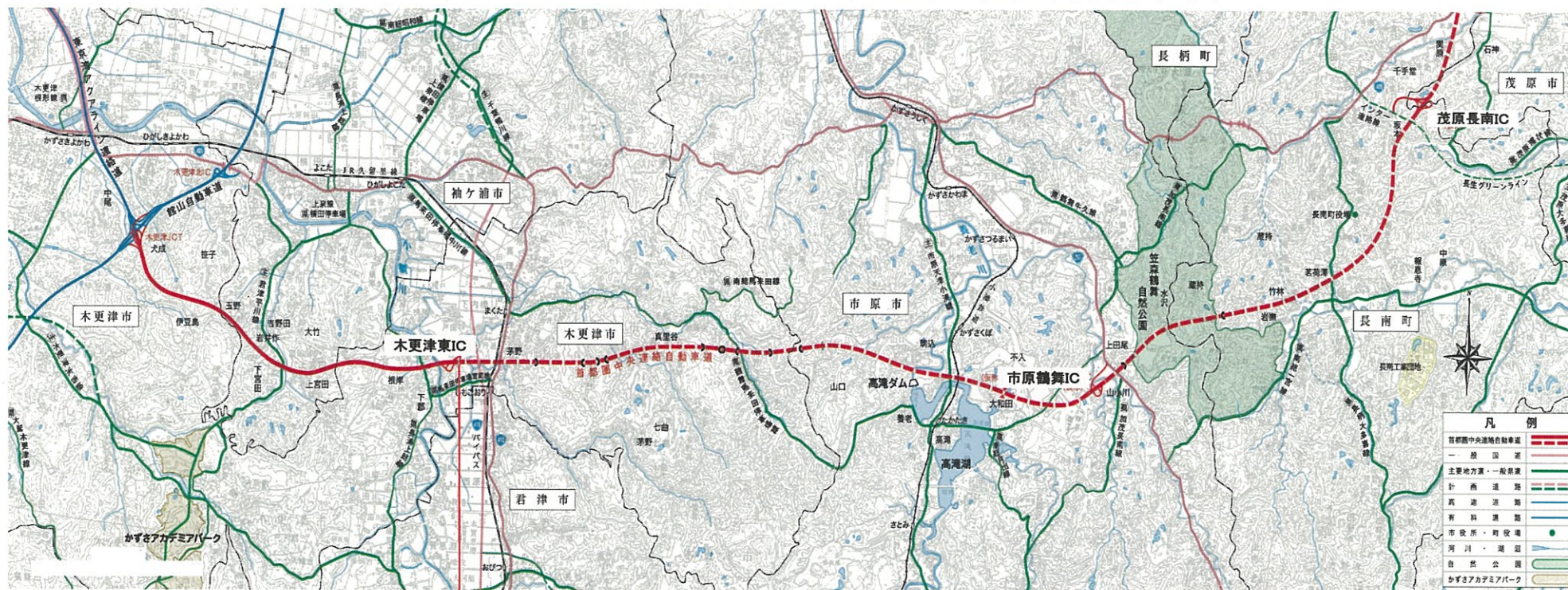


凡 例	
首都圏中央連絡自動車道	
一般国道	
主要地方道・一般県道	
計画道路	
高速道路	
有料道路	
市役所・町役場	
河川・湖沼	
自然公園	

指定する首都圏中央連絡自動車道の区間

〔 禁止地域等は、両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で、道路から展望できる区域 〕

「千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定(案)」位置図 2



指定する首都圏中央連絡自動車道の区間
 禁止地域等は、両側の路端から側方へ100メートル
 以内の区域で、道路から展望できる区域